

## 平成 23 年東日本大震災による災害復旧工事における 労働災害防止対策の徹底について

～使い捨て式防じんマスク（8,000枚）を無償提供します～

震災による建築物等の解体やがれきの処理等における労働者の粉じんへのばく露を防止するため、千葉労働局（局長 永山寛幸）では、労働局、労働基準監督署等を通して、使い捨て式防じんマスク（8,000枚）を事業者へ配布し、併せて装着方法等を指導します。

千葉労働局では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策につきましては、徹底を図っているところです。

今般、災害復旧工事における建築物等の解体、改修工事、がれきの処理等での労働者の粉じんへのばく露防止対策を支援するため、関係事業者に対して使い捨て式防じんマスク（注1）8,000枚の無償配布を行います。

おって、マスクはなくなり次第、配布を打ち切ります。

なお、当該マスクは、日本保安用品協会の御協力により御提供を得たものです。

記

配布対象：（1）震災により被害を受けた、建築物、工作物、船舶の解体除去その他震災に関連して粉じん作業を行う事業者（労働者を雇用するものに限りです）

（2）上記（1）を会員とする事業者団体

（3）震災に関して建築物、工作物、船舶等の解体除去等を発注する地方自治体

配布数：上記（1）にあつては10枚、

（2）または（3）にあつては配布予定企業数等×10枚

配布方法：千葉労働局健康安全課、県下各労働基準監督署において配布

配布日時：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

なお、災害防止団体、発注機関等には既に発送を開始しております。

注1 型式検定合格品ではありませんが、検定品と同等の機能を有するものであり、今回の震災復旧工事に限定して、石綿障害予防規則第44条の呼吸用保護具として屋外の作業に使用することを認められたものです。しかし、石綿等が吹きつけられた建築物の解体、石綿が使用されている耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業には使用できません。